

令和7年（行ウ）第147号 難民認定不認定処分取消等請求事件

原告

被告 国

証拠説明書 C1

2025年4月16日

東京地方裁判所 民事第3部B2係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 笹本 潤

甲 C4 ジェンダーアイデンティティを理由とする難民申請（写し）

2012年10月23日 UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）

UNHCR は、トランスジェンダーは、男女二元論の見方に合致しないから、社会的な価値観を脅かす存在とみなされ、トランスジェンダーは危害を受けるおそれにさらされる、と指摘していること。これはトランスジェンダーが難民条約上の「特定の社会的集団」に該当し、その存在自体が集団的な迫害のリスクを生むことを意味している。

甲 C5 性自認に基づく差別と暴力（写し）

2015 年 5 月 4 日 OHCHR（国連人権高等弁務官事務所）

ヘイトクライム禁止法が存在しない国において、政府、警察裁判所の対処の仕方が、庇護になっておらず、二次加害に至ることがある。UNHCR は、性自認を理由とする迫害が庇護申請の正当な根拠になり得ることを勧告していること。

甲 C6 UNHCR の難民認定基準ハンドブック（写し）

2015 年 7 月 国連難民高等弁務官（UNHCR）駐日事務所

立証趣旨

難民認定の申請者の立証責任は原則として申請者の側にあるけれども、関連するすべての事実を確認し評価する義務は申請者と審査官の間で分担されるべきである。証拠によって裏付けられない申請者の供述も存在するが、申請者の供述が信憑性を有すると思われるときは、当該事実が存在しないとする十分な理由がない限り、申請者が供述する事実は存在するものとして扱われるべきであること（「疑わしきは申請者の利益に」（灰色の利益））。日本の難民認定においてなす被告が原告に課す立証責任は過剰な責任であること。